

---

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第9、議案第71号 調停の申立てについての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第71号は、調停の申立てについてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 菊池三郎君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、この議案第71号につきましては、これまで全協で3回、臨時会で1回協議を重ねております。質問につきましては、これらの過程を踏まえた中でお願いしたいと思います。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 整理した形でお聞きしますが、いま説明した1ページの4の趣旨のところに明記されているように、この調停の件は（1）に書かれている相手方に寄付を求めるといふ土地の問題、それから、立ち入ることを認めるという立入権を認めてもらう件、この2件はともに今までの説明で先方も大方了解をしているという・・・、調停といっても了解をしているのではないかというふうに思うわけですが、どんなもんですか。

3点目の点が分担金の率等々ははっきり意見が対立して調整が付かないということで調停をするということになるんじゃないかというふうに判断するわけですが、どうですか、そこは。

○産業建設課長（菊池三郎君） いろいろ協議を進めているわけですが、まだ整わないというところにおいて、すべてこの（1）（2）（3）の項目についてすべて再度調停の申立てをするということでございます。

○10番（鈴木源一郎君） （1）（2）はおおよそ話がついているということで（3）が調停の一番の中心の項目というふうに認識するわけですが、そうではなくて、（1）（2）（3）とも並んで調停が必要だという判断ですか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 先ほどから申し上げていますように、協議自体がまったく整っておりませんので、すべてこの件について調停を申し立てるということでございます。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○9番（稲葉昭宏君）　いろいろ全協でもやりましたから、内容的な細部についてはあれなんですけど、この工法の点なんですけれど、これは工法がテラセル工法という工法だということで、これは相手方の方は反対していると、もし、反対であるならば、この工法以外の工法はどんな工法だというようなことはお互いに話し合って・・・、代案と言うのかな、そういうものは相手方の方には明示していなかったのか。

○産業建設課長（菊池三郎君）　私どもはいろいろ施工性ですとか、経済性ですとか、そういうことを考えましてテラセル工法を提案して、資料としてもそれに基づいて話し合いをしております。別の工法については、私どもが考えるには、なかなか無理が現場であるんだろうという考えのもとに提示はしてございません。

○9番（稲葉昭宏君）　そうすると、この工法でやるよといった時に、また工法がいろいろ欠陥があって思うようではないということになれば、今度は当局側の方の責任だよということになるかと思うけれども、そこら辺の判断というか・・・、もっともこれは素人にはわからないわけだね。専門家じゃないとね。

やはり一番最良な方法だということは相手方の方では、よく説明を聞いてその辺は一致しているのかね。工法は。

例えば、部率は違うけれども、工法については、だめだとは言うけれども、それはもうこの工法が一番いいですよというようなことは、相手方の方は認識しているのかな、そこら辺はどうですか。

○産業建設課長（菊池三郎君）　テラセル工法をお示しした時には、いろいろ今までも申し上げておりますけれども、草が生えるとか、掃除は誰がするんだとか、そういうような内容のやり取りでございまして、特に新たに私どもが別の工法を提示して話し合ったということはございません。

○議長（斉藤 重君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（斉藤 重君）　質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斉藤 重君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10番(鈴木源一郎君) 本案はこの議案どおり地元の人を相手に調停を申し立てるという内容のわけですが、調停を・・・地元の、古くから住んでいる人間を相手に町が調停を申し立てるというのはあまり好ましいことではないわけですが、事情が事業で話し合いが付かないというやむない事情があるようで、それを私どもも聞いていてやむを得ないというふうに感じるものですから、好ましいことではないけれども、やむを得ないということで本案に賛成いたします。

○議長(斉藤 重君) これをもって討論を終了いたします。

これより議案第71号 調停の申立てについての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(斉藤 重君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---